

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	5,510 トン	290 トン （5％）を 県の留保と する
まだら本州太 平洋北部系群	全ての漁業	左記漁業がまだ ら本州太平洋北 部系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の総量	試行水準	